

令和 4 年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員について（案）

1. 基礎研究医プログラムについて

(1) 概要

優れた基礎医学研究医を養成するため、基礎医学に意欲がある学生を対象に、臨床研修と基礎研究の両立を可能とする初期臨床研修におけるプログラムの一つ。
令和 4 年度から開始。

○対象：過去直近 3 年間の研修医の採用実績が平均 25 人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院

○設置要件：

- ①プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
- ②選択研修期間に、16 週以上、24 週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。
- ③基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
- ④臨床研修後、4 年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。
- ⑤臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。

○定員：全国で 40 人（一大学につき原則一人）

県は地域医療対策協議会の意見を聴いた上で募集定員を設定

臨床研修の募集定員とは別枠の定員であり、一般のマッチングに先行して選考を実施

(2) これまでの経緯

- ・平成 31 年 3 月 厚労省令施行通知の一部改正により制度創設
- ・令和 2 年 11 月 大分大学から県へ申請（県から国へ報告）（申請定員 3 人）
- ・令和 3 年 2 月 国から定員配分の決定通知（配分定員 2 人）

2. 定員の考え方

大分大学医学部附属病院が令和 4 年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員については、厚生労働省が決定したとおり、2 名とする。

○大分大学医学部附属病院の募集定員 2 名

○厚生労働省が決定した令和 4 年度の募集定員上限 2 名（全国総定員 40 名）

3. 今後のスケジュール

令和3年5月 選考（採用決定）

選考方法、選考結果報告（大分大学医学部附属病院→県→国）

令和4年4月 研修開始

<参考>

基礎研究医プログラムの定員について、原則は1名であるが、以下の基準の適合数により、最大5名まで可能となっている。

○定員設定の基準：以下の5つの基準のうち

- ・全てを満たしている場合・・・募集定員最大5名まで申請可能。
 - ・4つを満たしている場合・・・募集定員最大3名まで申請可能。
 - ・3つ以上満たしていない場合・・・募集定員は0名。
- 大分大学は基準を4つ満たしていたことから3名で申請。

- ①基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者（医師）が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- ②同プログラムの修了者のキャリアパスを複数提示している。
- ③論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- ④年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業とAMEDの予算の合計が8千万を超えている。
- ⑤基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

事 務 連 絡
令和3年2月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和4年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、令和3年2月1日より持ち回りにて開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡いたします。

なお、以下の点について各大学病院における選考後速やかに、別添様式に記載いただき、地方厚生局医事課宛てご提出願います。いただいた情報につきましては、今後当該プログラムに係る要件等の見直し等を議論するため、活用させていただきます。

- ・当該プログラムに係る選考方法
- ・当該プログラムに係る応募人数
- ・当該プログラムに係る採用結果

また、基礎研究医プログラムについて、実績の報告を求めることが必要であるとの医師臨床研修部会の審議結果を踏まえ、毎年提出する年次報告において報告いただくこととなりますが、詳細につきましては、別途ご連絡いたします。

つきましては、管内該当する臨床研修病院宛通知のほどよろしく願いいたします。

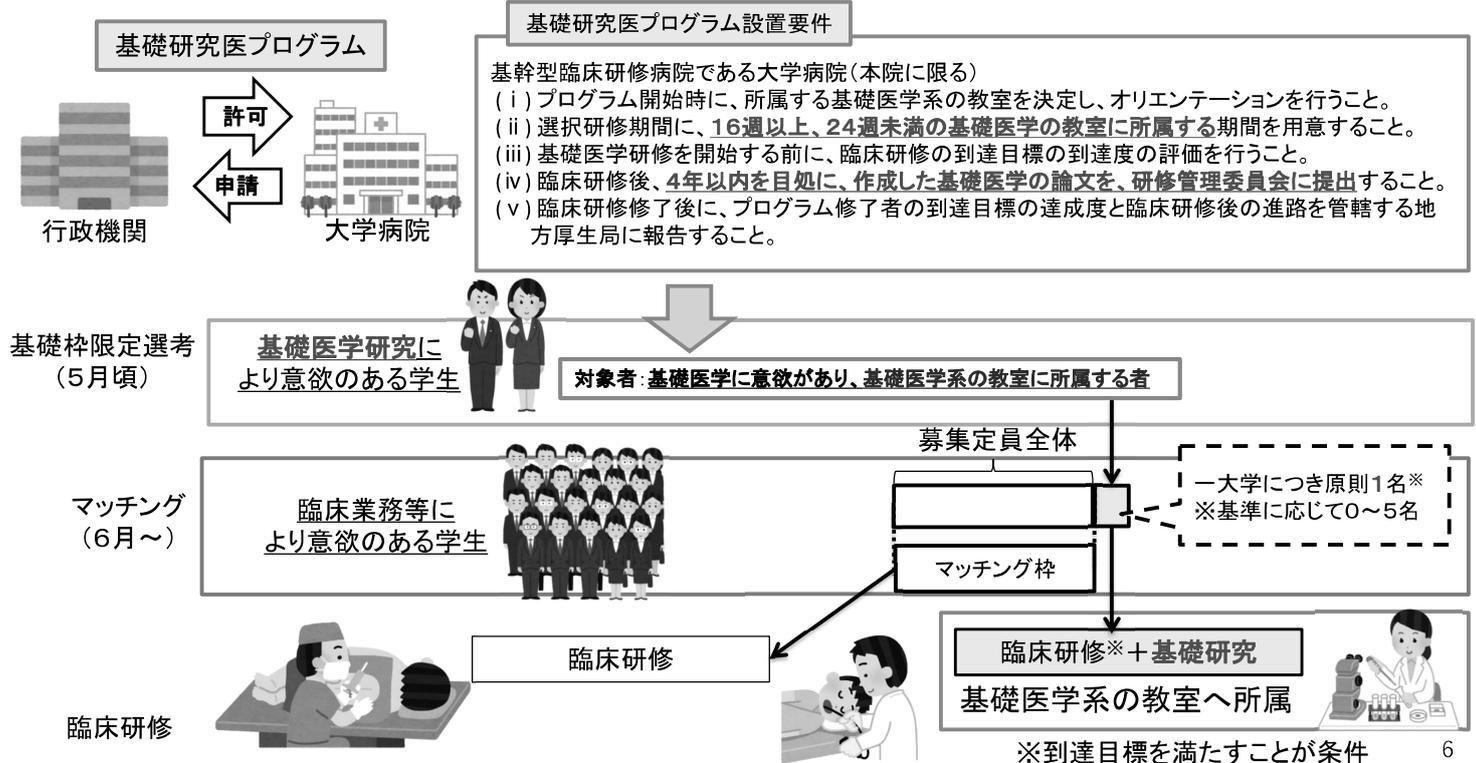
(別紙)令和4年度 基礎研究医プログラム定員

	都道府県	基幹型病院	定員
1	北海道	北海道大学病院	1
2	宮城県	東北大学病院	2
3	茨城県	筑波大学附属病院	1
4	栃木県	獨協医科大学病院	1
5	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
6	千葉県	千葉大学医学部附属病院	2
7	東京都	慶應義塾大学病院	2
8	東京都	帝京大学医学部附属病院	1
9	東京都	東京医科歯科大学附属病院	2
10	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	1
11	東京都	東京女子医科大学病院	1
12	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	1
13	東京都	日本医科大学付属病院	2
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1
15	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	基幹型病院	定員
16	静岡県	浜松医科大学病院	1
17	滋賀県	滋賀医科大学病院	1
18	京都府	京都大学病院	2
19	京都府	京都府立医科大学病院	1
20	大阪府	大阪大学病院	2
21	大阪府	関西医科大学病院	1
22	大阪府	大阪市立医科大学病院	2
23	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
24	奈良県	奈良県立医科大学病院	2
25	和歌山県	和歌山県立医科大学病院	1
26	岡山県	岡山大学病院	1
27	広島県	広島大学病院	1
28	福岡県	久留米大学病院	1
29	大分県	大分大学病院	2
30	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

背景

- 我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。
- **令和4年度の研修より**、基礎医学に意欲がある学生を対象に、臨床研修と基礎研究を両立を可能とする**基礎研究医プログラム**の募集を開始する。
- 基礎医育成・研修コースの定員については、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定し**、一般のマッチングに先行して選考を行う。



基礎研究医プログラムにかかるこれまでの経緯

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日)

5 その他

(2) 研究医養成との関係

優れた基礎医学研究医を養成するため、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象に、**臨床研修と基礎医学を両立するための基礎医育成・研修コースを大学病院に設置**することが望ましい。**募集定員を一般の募集定員とは別枠とし、選考を一般のマッチングとは分けて実施**することとする。

平成30年度第4回医師臨床研修部会(平成31年2月27日)

医師臨床研修部会報告書を元に、プログラムの詳細について審議。

- ・名称を「基礎研究医プログラム」とする。
 - ・プログラムを設置可能な施設を、過去3年間の研修医の採用実績が平均25名以上の大学病院(本院に限る)とする。
 - ・プログラムの設置要件について、研修期間や義務(論文提出)等を設定する。
 - ・医学部の定員増における基礎研究医枠に鑑み、基礎医プログラムの全国の総定員を40名とする。
- 等の事項を決定。

省令施行通知※の一部改正(平成31年3月29日)

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日)および平成30年度第4回臨床研修部会(平成31年2月27日)の審議結果を踏まえ、基礎研究医プログラムについて、省令施行通知を一部改正

※医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(医政発第0612004号 平成15年6月12日)

基礎研究医プログラムの定員設定について

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2 一部改

施行通知(定員部分の抜粋)

原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。

- (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
- (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
- (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

定員設定

上記の施行通知の定め方によって、全国の総定員が40名を超える場合、以下のように定員を定めてはどうか。

○公平性と透明性の観点から、上記(i)~(v)のうち、**科研費等の金額(iv)と論文数(v)により決定**する。

- ・**応募が40大学より多い場合**
科研費等(iv)の金額が多い順に定員を1名ずつ設定する。
- ・**応募が40大学以下の場合**
 - ①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、
 - ②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、
 - ③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

○いずれの場合も、上記の施行通知による定員を限度とする。

基礎研究医プログラムの定員設定のイメージ

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2

(例)仮に全国の定員を
10名とした場合



	A大学	B大学	C大学	D大学	E大学
満たしている基準数	全て	全て	4	3	2
最大人数	5	5	3	1	0
科研費等	1億円	9500万	8000万	7000万	6000万
Impact Factor 15以上の論文数	5	3	0	0	0
①基準を3つ以上満たした大学へ、1名ずつ定員を設定	+1	+1	+1	+1	0
②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定	+1	+1	+1	+0 (最大人数1名)	
③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。	+2	+1			
合計定員数	4	3	2	1	0

残り6名

残り3名

計算順

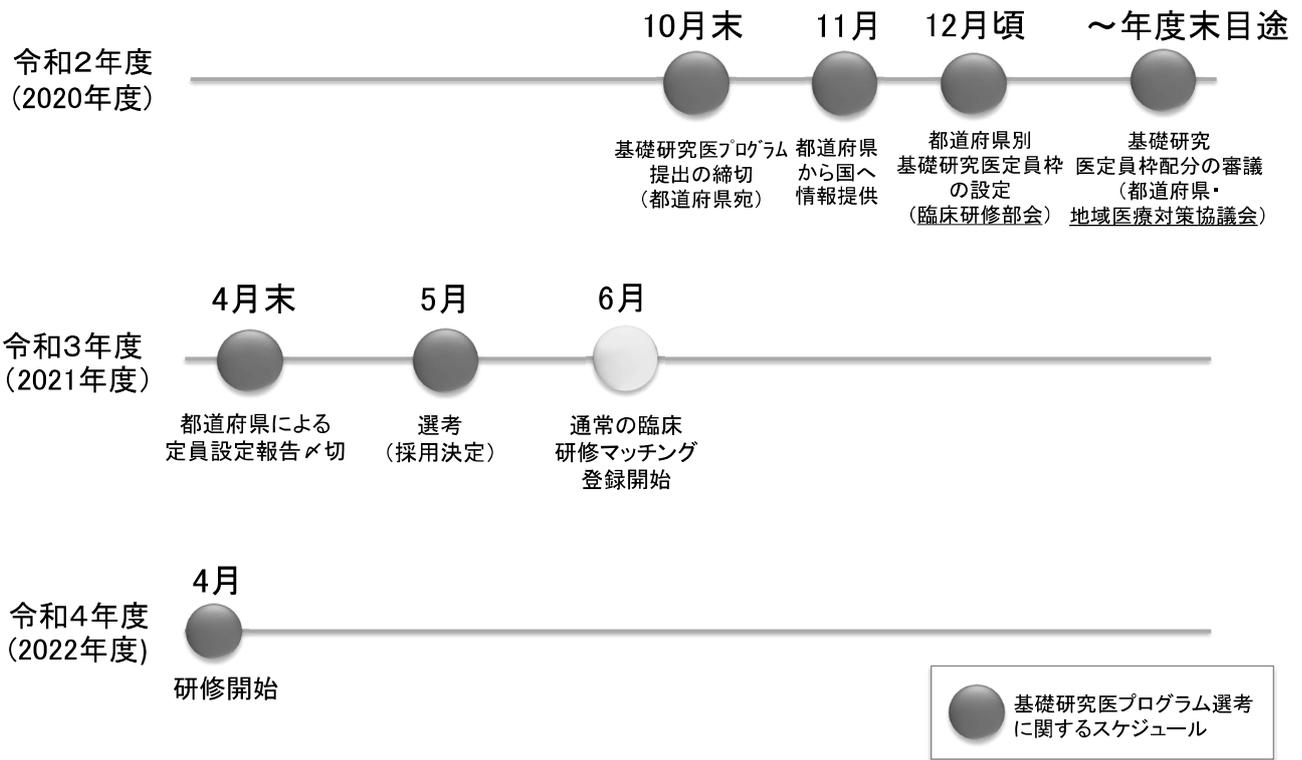
(再掲)応募が40大学以下の場合の手順

- ①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、
- ②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、
- ③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

※施行通知による定員を限度とする。

基礎研究医プログラムの採用イメージ (2022年度研修開始分)

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2



研究医プログラム採用プロセス(案)

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2

